



平成20年5月21日

各位

会社名 中部証券金融株式会社  
代表者名 取締役社長 湯本 崇雄  
(コード番号 8513 名証2部)  
問合せ先 常務取締役 村瀬 洋  
TEL(052)251-1301

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年5月21日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更について、平成20年6月26日開催予定の第75期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 保有有価証券のリスク管理の強化等の一環として、先物等デリバティブズを活用するに当たり、業務内容として明確に位置付けておくことが適切であると判断されることから、事業目的を追加補足するものであります。(変更案第2条第7号)
- (2) 「金融商品取引法」の施行に伴い、証券会社の法律上の名称が「金融商品取引業者」に変更されたことなどから、所要の変更を行うものであります。(変更案第2条第1・2・6号、第23条)

#### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成20年6月26日
定款変更の効力発生日	平成20年6月26日

以上

(別紙) 定款変更の内容

(下線部分が変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><b>第 1 章 総 則</b></p> <p><b>第 2 条</b> 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>証券取引所の取引参加者に対し、信用取引等の決済に必要な金銭又は有価証券を、当該証券取引所が開設する取引所有価証券市場の決済機構を利用して貸し付ける業務</u></p> <p>(2) <u>証券会社</u>又はその顧客に対し、金銭を貸し付ける業務(第1号に掲げる業務を除く)</p> <p>(3) 有価証券の担保を徴して金銭を貸し付ける業務(第1号及び第2号に掲げる業務を除く)</p> <p>(4) 有価証券の貸借(第1号に掲げる業務を除く)又は有価証券の貸借の媒介もしくは代理業務</p> <p>(5) 有価証券の受渡しに関する代理業務</p> <p>(6) 有価証券の保管に関する業務</p> <p>(7) 有価証券又は各種債権の取得又は譲渡</p> <p>(8) 国債の元利金支払いの代理業務</p> <p>(9) その他前各号に付帯又は関連する業務</p> <p style="text-align: center;"><b>第 4 章 取締役及び取締役会</b></p> <p><b>第23条</b> 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。ただし、<u>証券会社</u>の役員・従業員である者は、代表取締役に選定することができないものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 1 章 総 則</b></p> <p><b>第 2 条</b> 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 信用取引等の決済に必要な金銭又は有価証券を、<u>名古屋証券取引所が開設する取引所金融商品市場</u>の決済機構を利用して貸し付ける業務</p> <p>(2) <u>金融商品取引業者</u>又はその顧客に対し、金銭を貸し付ける業務(第1号に掲げる業務を除く)</p> <p>(3) 有価証券の担保を徴して金銭を貸し付ける業務(第1号及び第2号に掲げる業務を除く)</p> <p>(4) 有価証券の貸借(第1号に掲げる業務を除く)又は有価証券の貸借の媒介もしくは代理業務</p> <p>(5) 有価証券の受渡しに関する代理業務</p> <p>(6) 有価証券の<u>管理及び</u>保管に関する業務</p> <p>(7) 有価証券(<u>先物等デリバティブズを含む</u>)又は各種債権の取得又は譲渡</p> <p>(8) 国債の元利金支払いの代理業務</p> <p>(9) その他前各号に付帯又は関連する業務</p> <p style="text-align: center;"><b>第 4 章 取締役及び取締役会</b></p> <p><b>第23条</b> 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。ただし、<u>金融商品取引業者</u>の役員・従業員である者は、代表取締役に選定することができないものとする。</p>